

改 正 案	現 行
（特定計量器） 第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。 一 （略） 二 質量計のうち、次に掲げるもの イ （略） ロ 自動はかり ハ・ニ （略） 三 十八 （略） （使用の制限の特例に係る特定計量器） 第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。 一 （略） （削る） （削る） （削る） イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・一以下のもの ロ ひょう量が〇・五トン以上であつて、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（イに掲げるものを除く。）	（特定計量器） 第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。 一 （略） 二 質量計のうち、次に掲げるもの イ （略） （新設） ロ・ハ （略） 三 十八 （略） （使用の制限の特例に係る特定計量器） 第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。 一 （略） （1） 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・一以下のもの （2） ひょう量が〇・五トン以上であつて、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（（1）に掲げるものを除く。） （新設） （新設） （新設）

二 (略)

三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるものの以外
のもの

イ ホッパースケール

ロ 充填用自動はかり

ハ コンベヤスケール

ニ 自動捕捉式はかり

四 十二 (略)

(特殊容器の使用に係る商品)

第八条 法第十七条第一項の政令で定める商品は、次のとおりとする。

一 九 (略)

十 みりん(次号に掲げる酒類に該当するものを除く。)

十一 酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類(同法第三条第二十二号に規定する粉末酒を除く。)をいう。)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

十二 (略)

(一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器)

二 (略)

(新設)

三 十一 (略)

(特殊容器の使用に係る商品)

第八条 法第十七条第一項の政令で定める商品は、次のとおりとする。

一 九 (略)

十 ビール

十一 清酒

十二 しょうちゅう

十三 ウイスキー

十四 ブランデー

十五 果実酒

十六 みりん

十七 合成清酒

十八 (略)

(一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器)

第十二条 法第五十条第一項の政令で定める特定計量器は、別表第三第二号イ、ロ、ハ(1)及びホ並びに第三号から第六号までに掲げるものとする。

(指定検定機関の指定の区分)

第二十六条 法第百六条第一項の政令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 ホッパースケール
- 三 充填用自動はかり
- 四 コンベヤスケール
- 五 自動捕捉式はかり
- 六 九 (略)
- 十 燃料油メーター (第五条第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- 十一 (略)
- 十二 ガスメーター (第五条第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- 十三 二十二 (略)

附 則

第五条 非自動はかり、分銅及びおもりのうち、経済産業省令で定めるもの (法第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示された年月が平成三十一年三月以前である検定証印等が付されたものに限り、定期検査証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く。) についての第十条第二項の規定

第十二条 法第五十条第一項の政令で定める特定計量器は、別表第三第一号イ、ロ、ハ(1)及びホ並びに第二号から第五号までに掲げるものとする。

(指定検定機関の指定の区分)

第二十六条 法第百六条第一項の政令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 二 五 (略)
- 六 燃料油メーター (第五条第三号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- 七 (略)
- 八 ガスメーター (第五条第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- 九 十八 (略)

附 則

第五条 非自動はかり、分銅及びおもりのうち、経済産業省令で定めるもの (定期検査済証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く。) についての第十条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「一年」とあるのは、「三年 (三年を経過する前に当該非自動はかり、分銅又はおもりが使用され、

の適用については、同項中「一年」とあるのは、「三年（三年を経過する前に当該非自動はかり、分銅又はおもりが使用され、又は使用に供するために所持され、かつ、その使用され、又は所持された日後において、当該非自動はかり、分銅又はおもりの使用に係る事業所の所在地を区域とする定期検査が行われた場合にあっては、その定期検査の実施の期日までの期間）」とする。

2
3
4 (略)

別表第三（第十二条、第十八条関係）

特定計量器	有効期間
一 質量計 イ 自動はかり（ロに掲げるものを除く。） ロ 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	二年 六年
二 積算体積計 イ・ロ (略) ハ 燃料油メーター（第四十条第三号に掲げるものを除く。） (1)・(2) (略) ニ・ホ (略)	(略) (略) (略)

又は使用に供するために所持され、かつ、その使用され、又は所持された日後において、当該非自動はかり、分銅又はおもりの使用に係る事業所の所在地を区域とする定期検査が行われた場合にあっては、その定期検査の実施の期日までの期間」とする。

2
3
4 (略)

別表第三（第十二条、第十八条関係）

特定計量器	有効期間
(新設)	
一 積算体積計 イ・ロ (略) ハ 燃料油メーター（第三十一条第三号に掲げるものを除く。） (1)・(2) (略) ニ・ホ (略)	(略) (略) (略)

三ノ十 (略)		(略)	
別表第四（第十七条、第二十二條、第二十四條關係）			
特定計量器	型式の承認に係る表示が付されたものの	型式の承認に係る表示が付されていないもの	
一 (略)	(略)	(略)	
二 質量計 イ・ロ (略)	(略)	(略)	
ハ 自動はかり	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関	
ニ (略)	(略)	(略)	
三・四 (略)	(略)	(略)	
五 体積計 イ 積算体積計（第五條第四号から第六号までに掲げるものを除く。）	(略)	(略)	

二ノ九（略）		（略）	
別表第四（第十七条、第二十二條、第二十四條關係）			
特定計量器	型式の承認に係る表示が付されたもの	型式の承認に係る表示が付されていないもの	
一（略）	（略）	（略）	
二 質量計 イ・ロ（略） （新設）	（略）	（略）	
ハ（略）	（略）	（略）	
三・四（略）	（略）	（略）	
五 体積計 イ 積算体積計（第五條第三号から第五号までに掲げるものを除く。）	（略）	（略）	

六 、 十六 (略)	口 (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

六 、 十六 (略)	口 (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

改 正 案		現 行	
（型式の承認等に係る手数料の額） 第四条 法第百五十八条第一項第五号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。 一 経済産業省令で定める機関が作成した法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書を添えて、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者 二 法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けた型式と重要な部分において異なる型式について、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者 2 （略） 別表第四（第二条、第四条関係）		（型式の承認等に係る手数料の額） 第四条 法第百五十八条第一項第五号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けた型式と重要な部分において異なる型式について、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。 2 （略） 別表第四（第二条、第四条関係）	
特定計量器	一件についての金額	特定計量器	一件についての金額
一 タクシーメーター	四十万八千六百円	一 タクシーメーター	四十八万四千六百円

二 質量計 イ 非自動はかり (1) ひょう量が二トン以下のものであって、検出部が電気式のもの (2) (略) (3) ひょう量が二トンを超えるもの ロ (略)	(略) 五十五万九千二百円 七十六万三千九百円
三・四 (略)	(略)
五 体積計 イ 水道メーター又は温水メーター (1) 表示機構が電気式のもの (2) (略) ロ 燃料油メーター (1) (略) (2) 充填機構その他経済産業省令で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの	(略) 四十万三千百円 (略) 四十四万二百円

二 質量計 イ 非自動はかり (1) ひょう量が二トン以下のものであって、検出部が電気式のもの (2) (略) (3) ひょう量が二トンを超えるもの ロ (略)	(略) 六十六万九千九百円 八十七万四千六百円
三・四 (略)	(略)
五 体積計 イ 水道メーター又は温水メーター (1) 表示機構が電気式のもの (2) (略) ロ 燃料油メーター (1) (略) (2) 充てん機構その他経済産業省令で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの	(略) 五十五万千八百円 (略) 五十八万八千九百円

(3) (略) ハ 液化石油ガスメーター ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式的もの (2) (略) ホ (略)	(略) 四十四万二百円 四十五万八千三百円
六〇十六 (略)	(略)

備考 上欄に掲げる特定計量器（第一号、第二号イ(1)及び(3)、

第五号イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、第七号イ、第八号、第十三号並びに第十五号イからトまでに限る。）について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる試験を受ける場合にあつては、下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。

- 一 放射無線周波電磁界イミューニティ試験 十二万三千三百円
- 二 無線周波電磁界によつて誘導する伝導妨害に対するイミューニティ試験 五万四千四百円
- 三 サージイミューニティ試験 三万八千六百円
- 四 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験 八万二千七百円

別表第五（第三条関係）

(3) (略) ハ 液化石油ガスメーター ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式的もの (2) (略) ホ (略)	(略) 五十八万八千九百円 六十万七千円
六〇十六 (略)	(略)

（新設）

別表第五（第三条関係）

変成器	一個についての金額
一・二 (略)	
備考 一 二以上の定格一次電圧又は定格一次電流を有するものに あつては、最大の定格一次電圧又は定格一次電流に應ずる 金額に、他の定格一次電圧又は定格一次電流に應ずる金額 の五割の額を合算するものとする。 二・三 (略)	

変成器	一個についての金額
一・二 (略)	
備考 一 二以上の定格一次電圧又は定格一次電流を有するものに あつては、最大の定格一次電圧又は定格一次電流に應ずる 金額と、他の定格一次電圧又は定格一次電流に應ずる金額 の五割の額とを合算するものとする。 二・三 (略)	

改 正 案	現 行
（量目公差） 第三条 法第十二条第一項の政令で定める誤差は、表示量（当該特定商品の特定物象量として法定計量単位により示されたものをいう。以下同じ。）が当該特定商品の真実の特定物象量を超える場合（法第十七条第一項の規定により経済産業大臣が指定した者が製造した同項の経済産業省令で定める型式に属する同項の特殊容器であつて、法第六十三条第一項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の表示が付されているものに、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第八条第一号から第十一号までに掲げる商品を法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合以外の場合に限る。）について、次の各号に掲げる特定商品ごとに当該各号に定めるとおりとする。 一・二 （略）	（量目公差） 第三条 法第十二条第一項の政令で定める誤差は、表示量（当該特定商品の特定物象量として法定計量単位により示されたものをいう。以下同じ。）が当該特定商品の真実の特定物象量を超える場合（法第十七条第一項の規定により経済産業大臣が指定した者が製造した同項の経済産業省令で定める型式に属する同項の特殊容器であつて、法第六十三条第一項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の表示が付されているものに、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第八条第一号から第十七号までに掲げる商品を法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合以外の場合に限る。）について、次の各号に掲げる特定商品ごとに当該各号に定めるとおりとする。 一・二 （略）